

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 10日

那覇市長 殿



提出者

住 所 那覇市古島2丁目31番地1

氏 名 地方独立行政法人那覇市立病院

地方独立行政法人
那覇市立病院理事長印

理事長 外間 浩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-884-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人 那覇市立病院
事業場の所在地	沖縄県那覇市古島2丁目31番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	470床
③ 従業員数	1,302名(令和6年6月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内で発生した感染性廃棄物は清掃委託業者にて回収され、敷地内にある医療廃棄物専用保管庫へ運搬される。特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を受けている沖縄県医療廃棄物事業協同組合に回収・運搬を委託している。同事業所内にて焼却(中間)を行った上、株式会社久和健創にて最終処分される。 また、引火性廃油のキシレンについては検査室にて保管し、定期的に回収・運搬・処分を委託している。(委託先は相見積による)

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

病院長（理事長）
 ↓
 特別管理産業廃棄物管理責任者（主任検査技師）
 ↓
 各病棟等（感染性廃棄物取扱者）
 ↓
 清掃業者（感染性廃棄物回収・運搬者）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	排出量	213 t	0.37 t	
(これまでに実施した取組) 医療廃棄物の数量及びコストを職員に周知し、排出量削減に努める。				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
②計画	排出量	210 t	0.35 t	
	(今後実施する予定の取組) コスト削減の重要性を院内職員に周知させ、排出量削減に努める。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ① 血液、汚染物等が付着した脱脂綿、紙くず、繊維くずなど、血液で汚染されたチューブ、プラスチック容器、ディスポ注射器筒、血液ボトルより下の輸液チューブなど。 ② 錐利なもの（注射器、メス等の刃物、ガラスくず、アンプル等） ③ 感染性の液状、泥状の廃棄物 ④ 錐利なもので大きくてポリ容器に入らないもの 1～4について分別に関する取り組みとして、使用する容器や袋を種類別に用意し、色分けされた3種類のバイオハザードマークを貼付することで容易な分別環境を心がけている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に分別する廃棄物が増える予定はない。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
	(これまでに実施した取組) 特になし			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
(今後実施する予定の取組) 特になし				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組) 特になし				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) 特になし				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
	(これまでに実施した取組)	特になし		
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
(今後実施する予定の取組)				
特になし				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	全処理委託量	213 t	0.37 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	213 t	0.37 t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組) 委託業者が優良認定業者である。 また、職員に向けて感染性廃棄物と非感染性廃棄物分別の徹底を呼びかけた。				

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	②計画	全処理委託量	210 t	0.35 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	210 t	0.35 t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 委託業者の追跡調査の実施。 総重量を削減するための具体的な取り組みについて委員会（廃棄物対策委員会）を開催する。 各部署へ医療廃棄物分別周知徹底。 今後も優良認定処理業者にて処理委託を行う。		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。